

がんドック受診サービスに関する大切なご案内

がんドック受診サービスは、一定の要件を満たす会員が、当社が提携する医療機関（当社の委託先の提携医療機関および当社が委託する健診業務代行会社の提携医療機関）で所定の検査を受けられるサービスです。詳しくは「会員規約」で必ずご確認ください。

がんドック受診サービスに関する大切なご質問（告知事項）について

- 当社は、がんドック受診サービスの適切な提供を行うために、当社の職員または当社が委託した者によって告知内容などの確認を行う場合があります。
- また告知内容に虚偽があった場合は会員規約第 23 条（禁止事項）第 1 第 6 号「虚偽の情報による会員登録を行う行為」に該当するものとし、同条第 2 項の規定を適用します。

がんドック受診サービスの利用にあたって

- がんドック受診サービスは、当社の提携医療機関等（当社の委託先の提携医療機関および当社が委託する健診業務代行会社の提携医療機関）となっていない医療機関では利用できません。また提携医療機関等がこのサービスのために提供する検査に該当しない検査については利用できません。
- 会費に未納などがある場合は、がんドック受診サービスは利用できません。
- がんドック受診サービスの利用にあたっては、当社への事前の通知および当社の承認が必要です。当社への事前の通知を行わずにがんドックを受診した場合および当社の承認を受けずにがんドックを受診した場合は、当該がんドックに関する費用は会員の自己負担となります。
- がんドック利用料金の合計額が 20 万円を超える場合は、その超過した費用は会員の自己負担となります。
- 予約のキャンセル料・その他、提携医療機関等ごとが定めた会員の自己負担とする事項に該当する場合は、当該事項に関する費用は会員の自己負担となります。
- がんドック以外の事項に関する費用（*）がある場合は、当該事項に関する費用は会員の自己負担となります。

（*）交通費、通信費、治療費など